

# 川崎市「作業報酬下限額」決まる

－ 審議会の経過と課題について考える －

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター  
事務局長 勝島 行正

## 川崎市「作業報酬下限額」決まる

2010年12月に成立した、川崎市のいわゆる「公契約条例」の第11条に基づいて、本年の3月9日と18日の2回「川崎市作業報酬審議会（以下「審議会」）」が開催され、2011年度「作業報酬下限額（以下「報酬額」）」が答申された<sup>1</sup>（別表参照）。

報酬額がいくらになるかについては、全国から注目されていた。そこで、審議会の経過と報酬額の市当局案等について、公開されている資料と労働側委員からの聞き取りを下に報告する。

1:川崎市のホームページに3月25日に通知された2011年度の報酬額とあわせて関係する資料等についても公表されたので、参照されたい。  
入札情報川崎

(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)

### 第1回作業報酬審議会

第1回審議会（3月9日）では、5人の委員が委嘱され、互選により國重慎二氏が審議会会長に選任された。その後、市当局から制度の概要説明が行われたが、報酬額の市当局案は示されなかった。

労働側委員は、「2回の審議会で報酬額

を決めるというのでは、審議時間が足りない。」との意見を表明した。

#### 【審議会メンバー】

学識経験者：國重慎二<sup>2</sup>（弁護士）

労働者代表：高橋洋子（連合神奈川副事務局長）、丸田幸一（首都圏建設産業ユニオン中央執行委員）

事業者代表：埜瀬武<sup>3</sup>（川崎商工会議所専務理事）、露木直義<sup>4</sup>（川崎商工会議所常議員）

2:國重慎二氏は、川崎市入札監視委員会委員

3:埜瀬武氏は、元川崎市港湾局長

4:露木直義氏は、露木建設株式会社代表取締役会長、社団法人川崎建設業協会会長。

## 事務当局案とその要旨

3月11日に市当局案が委員に送付された。その要旨は次のとおりである。

#### (1) 特定工事請負契約

特定工事請負契約とは、条例第7条第1項第1号に定める6億円以上の工事の請負契約であり、次の3案が提案された。

#### 1 設計労務単価転記型

基準：設計労務単価の100分の100

説明の要点：設計労務単価は、公共工事労務費調査に基づいて定める公共工事の

## 【別表】

## 平成23年度作業報酬下限額

## 1. 特定工事請負契約

特殊作業員	1,970	普通船員	1,958
普通作業員	1,632	潜水工	2,925
軽作業員	1,227	潜水連絡員	2,070
造園工	1,722	潜水送気員	2,015
法面工	1,835	山林砂防工	2,318
とび工	1,980	軌道工	3,320
石工	2,205	型わく工	1,980
ブロック工	2,195	大工	2,025
電工	2,037	左官	1,970
鉄筋工	1,925	配管工	2,015
鉄骨工	1,835	はつり工	1,845
塗装工	1,980	防水工	1,913
溶接工	2,307	板金工	1,902
運転手（特殊）	1,947	タイル工	2,048
運転手（一般）	1,733	サッシ工	1,857
潜かん工	2,330	屋根ふき工	1,745
潜かん世話役	2,712	内装工	1,958
さく岩工	1,925	ガラス工	1,857
トンネル特殊工	2,115	建具工	1,745
トンネル作業員	1,778	ダクト工	1,722
トンネル世話役	2,295	保温工	1,935
橋りょう特殊工	2,262	建築ブロック工	1,935
橋りょう塗装工	2,330	設備機械工	2,048
橋りょう世話役	2,475	交通誘導員A	1,080
土木一般世話役	2,205	交通誘導員B	980
高級船員	2,633		

## 2. 特定業務委託契約

893円

## 付帯決議

特定工事請負契約に係る作業報酬下限額については、当面の間、公共工事設計労務単価に平成21年度の平均落札率を参考に100分の90を乗じた額を基準とする。また、特定業務委託契約に係る作業報酬下限額については、今後、基準設定のあり方及び実勢を踏まえ見直しできることとする。

積算に用いている労務単価であることから、その単価を市場原理で競わせないため作業報酬下限額とする。

## 2 平均落札率連動型

基準：設計労務単価の100分の90

要旨：落札金額と予定価格の比率が落札率である。平成21年度の平均落札率は89.64%であることから、小数点以下を切

り下げ、100分の90を乗じて得た金額とする。

## 3 神奈川県最低賃金との連結変動型

基準：神奈川県最低賃金を加え2で除す  
要旨：最低賃金については、今後上昇が見込まれ、設計労務単価との差の縮小、もしくは、設計労務単価自体が最低賃金の上昇に伴って上昇することが想定され

ることから、標準的な労働を想定した設計労務単価との間に作業報酬下限額を設定する。

## (2) 特定業務委託契約

特定業務委託契約とは、条例第7条第1項第2号に定める1000万円以上の業務委託契約（警備、建物清掃、屋外清掃、施設維持管理、電算関連業務（データ入力）の5業種）であり、次の3案が提案された。

### 1 生活保護世帯（最低）基準型

基準：生活保護基準（19歳単身世帯）に準じ算定

要旨：中央最低賃金審議会では19歳単身世帯を基準としていることから、本市においても19歳単身世帯における生活保護基準を基に計算した金額に、国が平成22年度の最低賃金を検討する際に使用した可処分所得の総所得に対する比率0.857をこの金額から除し、時給換算したものの。

**金額 893円**

○計算式

平成22年度生活保護基準19歳単身	
在宅1類（食費等）	42,080
在宅2類（光熱水費等）	43,430
冬期加算分	1,288
期末一時扶助	1,182
住宅費	44,968

合計	132,948円
----	----------

$132,948 \div 0.857 = 155,132$

$155,132 \div 173.8 \text{時間} \div 893 \text{円}$

※173.8時間は週40時間労働した場合の1月当たりの労働時間（厚生労働省で使用）

### 2 生活保護世帯（複数世帯）型

基準：モデル（42歳2人世帯）を基に

した生活保護基準（可処分所得含）

要旨：川崎市における2人世帯（就業者平均年齢42.0歳、世帯人員2.15人）をモデルとして、平成22年度の本市における生活保護基準を基にして計算した金額に、可処分所得の総所得に対する比率0.875をこの金額から除し、時給換算したものの。

**金額 1,165円**

○計算式

平成22年度生活保護基準42歳2人世帯	
在宅1類（食費等）	76,360
在宅2類（光熱水費等）	48,070
冬期加算分	1,667
期末一時扶助	2,364
住宅費	44,968

合計	173,429円
----	----------

$173,429 \div 0.857 = 202,368$

$202,368 \div 173.8 \text{時間} \div 1165 \text{円}$

※173.8時間は週40時間労働した場合の1月当たりの労働時間（厚生労働省で使用）

### 3 厚生労働省中央最低賃金審議会型

基準：最低賃金額に生活保護費との乖離分を上乗せ

要旨：平成22年度厚生労働省中央最低賃金審議会小委員会において、最低賃金額が生活保護費よりも低かった自治体として挙げられた神奈川県はその差額が47円であることから、神奈川県の最低賃金（789円）にその差額を加えたものの。

**金額 836円**

○計算式

平成21年度神奈川県最低賃金	789円
生活保護費との差額	47円

$789 + 47 \text{円} = 836 \text{円}$

## 第2回作業報酬審議会

第2回審議会は、3月18日に開催された。ここで、市当局案の説明が行われ、審議されたが、一致せず、採決となったが、最終的には付帯決議をつけて全会一致の答申とした。

労働側委員は、次のような主張を行った。

特定工事請負契約については、「1案が望ましい。3案は論外（野田市の80%を下回る設計単価の68%にしかない）。100歩譲って、2案であるならば、低入札価格調査基準の95%を下限とすべき。平均落札率に連動する案では、前々年度の平均落札率に連動するので、毎年上下する可能性がある。労働者の賃金の基準としては望ましくない」。

特定業務委託契約については、「2案が望ましい。3案は論外。1案では、契約課が対象となる5業種について行った、昨年賃金実績調査の平均額はいずれも1案の893円を上回っており、最低額でみても下回ったのは、警備と建物清掃の2種類のみ。屋外清掃は1,250円で基準額を大きく上回る。この実態を反映するべきである。野田市では、今年の条例改正で、職種別に賃金額を決めている。」

[参考] 業務委託契約業種ごとの時給	
警備	<u>904円</u> 1061～818円
建物清掃等	<u>954円</u> 1250～820円
屋外清掃	<u>1520円</u> 1830～1250円
施設維持管理	<u>1021円</u> 1034～931円
電算関連業務 (データ入力)	<u>976円</u> 1113～900円

注) 昨年実績のあった業者に市当局が照会し、回答があったものを集計した。下線数字は平均。下段の数字は最高と最低額。当局は、サンプルが少なくあくまで参考値としている。

## 報酬額をめぐる課題

### (1) 条例の基本的考え方

市当局の条例についての基本的な考え方は、「低価格入札の影響が労働者や下請業者に及ぶことで、事業者は後継者不足や技術・技能の喪失、市民にとっては品質やサービスの低下につながる危惧がある<sup>5)</sup>」。また、「激しい競争入札が落札価格を押し下げ、その結果がまた更なる価格競争につながり、労働者の賃金にしわ寄せが及ぶ『負の連鎖』を断ち切る使命が地方公共団体にある<sup>5)</sup>」と説明されている。

5: 『特定工事請負契約』及び『特定業務委託契約』に関する手引（平成23年4月）P1

条例の要点は、「入札にあたって条例等で定める最低額以上の賃金等の支払い義務があることを明示し、落札した相手側（受注企業・団体）との間でとりかわす契約によって、その支払いを義務付けることで、入札による賃金の底割れを防ぎ、公共サービスの質と安全を確立する」ということである。

公契約条例のいわば「肝」は、受注者に義務付けられる「最低額以上の賃金額」の指標とは何か、またその額はいくらか、ということである。

川崎市の条例では、建設工事に関しては、「設計労務単価」、委託業務については「生活保護基準」を勘案して報酬額を決めるとなっている(条例第7条第1号、第2号)。

### (1) 特定工事請負契約

特定工事請負契約の指標である「設計労務単価」にはそれ自体に課題があるが、あえてそれは問わない<sup>6</sup>。採用された2案については、野田市の基準（設計労務単価の8割）を上回るものであるが、9割とした根拠として「落札率」を挙げているが、そもそも賃金額と落札率は関係が無い。条例の主旨を生かすのであれば、建設工事に従事する労働者等の賃金は「人間らしい生活ができ、同時に後継者をつくり、技術や技能の継承が可能となる額」ということができる。せめて前年の賃金である設計労務単価の100%であるべきだ。

6: 国交省・農林水産省の事業のうち毎年10月に施工中の1000万円以上の工事を対象に51職種、約12万人について調査している。調査結果は、県別・職種別に集計している。しかし、棄却されるデータ（2010年37.6%）が多く、熟練労働者を対象としているが、未熟練者もかなり入っているとされている。何よりも、この単価は、年々下がり続けている。

### (2) 特定業務委託契約

市当局は、特定業務委託契約の指標である生活保護基準とした理由について、「最低賃金と生活保護費の逆転現象や『働くよりも生活保護を受給した方がよい』というモラルハザードに対応<sup>7</sup>」するためとしている。

7: 市当局の解説資料「川崎市契約条例の一部改正（公契約条例）について（平成23年2月25日川崎市財政局）」

採用された1案については、地域最賃を上回るが、市当局の解説をふまえるならば、生活保護基準額そのままではなく、それを上回る額を設定すべきではなかったか。また、単身者ではなく、市の標準的な世帯構成である2案こそがふさわし

い。

アメリカの約140都市で採用されているリビング・ウェイジ（生活賃金）条例の基本的な考え方は、「フルタイム働いても貧困基準を下回る賃金では、福祉の負担が増える」ことから、「生活保護基準を上回る賃金を自治体と取引のある企業・団体は支払わなければならない」というものである。この考え方に学びたいものである<sup>8</sup>。

さらに、この水準は、労働者側委員が指摘しているように、実際の委託業者が支払っている賃金額を反映していない。

8: リビング・ウェイジ条例については、「入札改革」岩波新書・武藤博巳、「リビング・ウェイジ（生活賃金）運動の意義と課題」市政研究・小畑精武

## 審議会の運営をめぐる課題

審議会の運営については、第1回の審議会では、作業報酬額の家が示されず、11日付けで市当局案が送付され、第2回で答申を出すということであったが、審議時間が短すぎる。

審議会の施行日が3月1日で、条例の施行日が4月1日ということで、その間わずか1ヶ月で作業報酬額を決め、周知しなければならないという事情は十分に理解できるが、それにしても時間が足りなかった。

また、基準となる2つの指標すなわち「設計労務単価」と「生活保護基準」については、あらかじめ条例で決まっているとはいえ、この基準について委員間の十分な理解が必要であったと思う。その上に加えて、基準のいずれかを探るか決めるべきであったと思うがいかがであろうか。

☆センターのウェブサイト (<http://kjk.gpn.co.jp/>) をご利用下さい。→



## 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000 円、賛助会員月 700 円のどちらかを選び、1 年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局  
☎ 045(251)9721へご連絡ください。

## 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80 ページ程度・定価 800 円) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。